

富士吉田市農業委員会 令和8年5月定例総会議事録

1 招集期日 令和8年5月28日(木)

2 招集場所 本庁舎3階 大会議室

3 出席委員 (13名)

会長 佐藤 万吉 (第3番)

第1番	藤井 與三郎	第2番	小俣 創	第4番	小俣 俊子
第5番	小野 利壹	第6番	渡邊 和英	第7番	遠山 まさの
第8番	渡邊 孝治	第9番	宮下 師貴	第10番	權正 常夫
第11番	羽田 善行	第12番	勝俣 道明	第14番	滝口 倉一

また、出席した農地利用最適化推進委員は5名であり次のとおりである。
遠山 克二、羽田 隆、加々美 和也、梶原 久、滝口 等

4 欠席委員

第13番 志村 金三

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第六 議案第4号 農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について

第七 議案第5号 非農地通知交付申請について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 小野新治

事務局次長 瀧口昇

会計年度任用職員 網倉郷美

7 開議 午後1時58分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦勞様です。

ただいまから、富士吉田市農業委員会 4 月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員 14 名の内、出席委員は 13 名であり、志村 金三委員より欠席の連絡を受けております。

農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第 29 条により、各地区推進委員にも出席を求めています。眞田眞喜雄委員より欠席の連絡を受けておりますので、あわせて報告します。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第 44 条の規定により、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、第 7 番 遠山 まさの 委員 第 8 番 渡邊 孝治 委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日 1 日間としたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○ 議長（会長）

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後 2 時 3 分休憩）

（午後 2 時 5 分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。第 4 委員会の 2 件については取り下げられておりますのでご報告いたしま

す。

続きまして、日程第四、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。第1委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第1号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号4の4号につきましては、申請人が露店駐車場として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。5月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号4の4号の申請地は、市営上吉田団地の北約300mに位置しております。始末書によりますと申請地は道路に面しており、面積も小さいことから農地であるとの認識が欠如していたとのことです。

始末書等、必要書類も整っており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第2委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第2号 第2委員会の1件の朗読後】

第2委員会の受理番号4の3号につきましては、申請人が住宅敷地として利用している追認案件です。

用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員長（渡邊 和英 君）

第2委員会から報告いたします。5月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号4の3号の申請地は、下吉田中央コミュニティセンターふらっとの南西約150mに位置しております。始末書によりますと、申請地は、許可を得ず昭和47年頃より住宅を建設しました。相続手続きのため土地の証明書を取得したところ、地目が農地のままであることが発覚したそうです。

始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の1件について採決いたします。第2委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第5委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第2号 第5委員会の1件の朗読後】

第5委員会の受理番号4の5号につきましては、

申請人が既存の駐車場の継続利用ができなくなったため、申請地を駐車場用地とするものです。

用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（勝俣 道明 君）

第5委員会から報告いたします。4月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の5号の申請地は、市立明見小学校の北西約280mに位置しており、駐車場用地として利用するものです。

必要書類も整っており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の1件について採決いたします。第5委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号の農地法第4条許可申請の3件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。第1委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第3号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号5の11号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。

用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。5月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の11号の申請地は、県立ひばりヶ丘高校の北約400mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第3委員会の3件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第3号 第3委員会の3件の朗読後】

第3委員会の受理番号5の6号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の8号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、宿泊施設建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の9号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治 君）

第3委員会から報告いたします。5月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の6号の申請地は、旭町会館の北約170mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の8号の申請地は、北富士自衛隊官舎の南約70mに位置しており、宿泊施設建築用地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の9号の申請地は、旭町会館の北約50mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の3件について採決いたします。第3委員会の3件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第4委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第3号 第4委員会の1件の朗読後】

第4委員会の受理番号5の10号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途指定地域外の第2種農地ではありますが、住宅などが連坦しているエリアであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（權正 常夫 君）

第4委員会から報告いたします。5月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の10号の申請地は、桑原重機株式会社の南西約130mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第5委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第3号 第5委員会の2件の朗読後】

第5委員会の受理番号5の7号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅敷地の一部として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の12号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（勝俣 道明 君）

第5委員会から報告いたします。5月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の7号の申請地は、向原会館の西約120mに位置しており、始末書によりますと、譲受人が平成15年に専用住宅を建築する際、境界を誤って住宅を建築し、現在も住宅敷地の一部として利用しているそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の12号の申請地は、向原会館の西約350mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の2件について採決いたします。第5委員会の2件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号の農地法第5条許可申請の7件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第六、議案第4号「農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

本件につきまして、農業委員会は「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項」の規定により山梨県農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請できることとなっております。

今回の案件は、2件です。筆数累計は4筆、面積合計は1,774㎡です。

2件が農用地の利用を継続する案件で、2件が新規に利用する案件です。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。

本件はいずれも、借受人は「全部効率利用要件、並びに農業関係法令の順守状況」を満たしており、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、適当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、新規に利用する分で、認定農業者案件でないものについて、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会推進委員（遠山 克二 君）

番号2について、第1委員会から報告いたします。5月21日に、地区委員と事務局

で申請のあった現地を確認しました。番号2の農地は、第五保育園の東約370mに位置しており、市民農園を運営する予定です。
本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に相当であると
考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。

ただいまの事務局説明、第一委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言
願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり
承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり証明することに決定いた
しました。

次に、日程第七、議案第5号「非農地通知交付申請について」を議題といたします。
第1委員会の1件について、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第5号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号21の3号は、申請地が非農地であることを確認したので、適
正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに
補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。5月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現
地を確認しました。

受理番号21の3号の申請地は、小倉山団地の北西約510mに位置しております。
現地は広葉樹等の山林が形成されており、非農地と判断することが適正であるため、
通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願
います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり通知することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第5委員会の1件について、事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（小野 新治 君）

【議案第5号 第5委員会の1件の朗読後】

第5委員会の受理番号21の2号は、申請地が非農地であることを確認したので、適正と認め通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（勝俣 道明 君）

第5委員会から報告いたします。5月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号21の2号の申請地は、萬年寺の北西約120mに位置しております。

現地は広葉樹等の山林が形成されており、非農地と判断することが適正であるため、通知すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

違法状態だから山林にしたいのでしょうか。

○ 委員

非農地にして、土地を譲ることを考えているそうです。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の1件について採決いたします。第5委員会の1件については、原案のとおり通知することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号の非農地通知交付申請の2件は原案のとおり通知することに決定いたしました。

以上で、令和8年5月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 委員

道の駅竣工式での農業委員会の協力についてやるのでしたら早めに教えてください。

○ 事務局

材料の不足により、道の駅の工事が遅れるそうです。代替案として、10月末頃、環境フェスティバルでの出店はいかがでしょうか。場所は市民会館で行われる予定です。

○ 委員

とりあえず参加、ということは目的が違うと思う。詳細な日程など内容を確認してきてください。

○ 議長（会長）

事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会4月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でした。

閉会 午後2時48分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和8年5月28日

富士吉田市農業委員会

会長（議長）

佐藤 万吉

委 員

遠山 まさの

委 員

渡邊 孝治